

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 三五
- 計量器の定期検査を実施する件 三五
- 農地中間管理機構の事業の特例事業の実施に関する規程を承認した件 三六
- 道路の区域を変更する件四件 三六
- 道路の供用を開始する件四件 三六

**公 告**

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた件 三六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつた件 三六
- 落札者を決定した件 三六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件三件 三六

**福 島 県 企 業 局**

- 福島県企業局財務規程の一部を改正する規程 三六

**福 島 県 警 察 本 部**

- 一般競争入札を行う件二件 三六

## 告 示

### 福島県告示第四百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十六年八月一日から同年十二月一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 変更しようとする事項
  - 1 駐車場の収容台数  
(変更前) 百五十四台  
(変更後) 八百七台
  - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
(変更前) (一) 数 四か所  
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 位置 別紙図面のとおり  
(二) 数 五か所
  - 3 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前九時三十分から午後十一時三十分まで  
(変更後) 午前八時から午後十一時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日  
1 平成二十六年八月二十三日  
2 及び3 平成二十六年八月八日
- 四 届出年月日  
平成二十六年七月二十二日
- 五 届出をした者  
株式会社デンコードー  
(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

### 福島県告示第四百五十九号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。  
平成二十六年八月一日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査  
福島県知事 佐藤 雄平

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
岩瀬郡天栄村	非自動車はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げ	九月二日 午前一時から 午前二時三〇分まで	天栄村湯本体育館

		須賀川市	同 郡鏡石町	
るものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり				
九月二日 午後二時から 午後三時三〇分まで	九月三日 午前九時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	九月四日 午前九時三〇分から 午前十一時まで
九月八日 午前一〇時三〇分から 午前十一時三〇分まで	同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで	同 午後一時から 午後三時まで	同 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	九月九日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで
九月一〇日 午前一〇時三〇分	同	同	同	同
天栄村体育館	鏡石町役場	岩瀬農村環境改善センター	樺衝市民サービスセンター	長沼保健センター
				仁井田公民館
				大東公民館
				須賀川市産業会館
				同

右に掲げる市町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	九月二日から一〇月一〇日まで（土曜日、日曜日、九月一五日及び九月三日を除く。） 午前一〇時から 午後三時まで	福島県計量検定所
		九月一日 午前一〇時三〇分から 午後三時まで	同
		午後三時まで	

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
須賀川市、岩瀬郡鏡石町及び同郡天栄村	非自動はかり、分銅及びおもり	十一月四日から十二月九日まで（土曜日、日曜日及び十一月二四日を除く。）

（計量検定所）

**福島県告示第四百六十号**

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地中間管理機構の事業の特例事業の実施に関する規程を承認した。  
平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 農地中間管理機構の事業の特例事業を実施する者の名称及び住所
- 1 名称  
公益財団法人福島県農業振興公社
- 2 住所  
福島県福島市中町八番二号
- 二 農地中間管理機構の事業の特例事業の種類

- 1 農地売買等事業（法第七条第一号に規定する事業をいう。）
  - 2 農地売渡信託等事業（法第七条第二号に規定する事業をいう。）
  - 3 農業生産法人出資育成事業（法第七条第三号に規定する事業をいう。）
  - 4 研修等事業（法第七条第四号に規定する事業をいう。）
- 三 承認年月日  
平成二十六年七月十日

（農業担い手課）

**福島県告示第四百六十一号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)
県道会津坂下河東線	会津若松市河東町大字郡山字明塚三番地先から同 市河東町大字郡山字金道二五番地先まで	変更前	一一・〇〇	変更後	一一・〇〇
		変更後	三四・〇〇	変更前	一五七・〇〇

（道路計画課）

**福島県告示第四百六十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の敷地の幅員	変更後の敷地の幅員
		延	長

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)
県道北山会津若松線	会津若松市河東町大字郡山字明塚五〇番地先から同 市河東町大字郡山字休ミ石七五番地先まで	変更前	七・〇〇	変更後	一〇・〇〇
		変更後	二五・〇〇	変更前	四〇・〇〇

（道路計画課）

**福島県告示第四百六十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後の別	敷地の幅員 (メートル)
県道日中喜多方線	喜多方市松山町鳥見山字街道西五〇一五番四五地先から同 市松山町村松字北原三六〇九番二地先まで	変更前	九・五〇	変更後	六・六〇
		変更後	二〇・〇〇	変更前	一一・〇〇

（道路計画課）

**福島県告示第四百六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前の敷地の幅員	変更後の敷地の幅員
		延	長

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小名 浜小野線	いわき市三和町下三坂 字南山国有林二八林班 地先から 同 市三和町下三坂 字南山国有林二八林班 地先まで	変更前 九・六〇 二五・二	九・六〇 二五・二	一五〇・七
		変更後	九・六〇 二二・六	一五〇・七

(道路計画課)

福島県告示第四百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道棚倉矢吹線	西白河郡中島村大字中島字天神東 七五番地先から 同 郡同 村大字二子塚字勘次 郎山一番地先まで	平成二十六年八月一日

(道路計画課)

福島県告示第四百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道山都柳津線	河沼郡柳津町大字藤字古市一三六	平成二十六年八月一日

六番一地先から 同 郡同 町大字藤字沢向一九八 八番一地先まで
---------------------------------------

(道路計画課)

福島県告示第四百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道日中喜多方線	喜多方市松山町村松字北原三九〇 〇番一三地先から 同 市松山町村松字北原三六〇 九番一地先まで	平成二十六年八月一日

(道路計画課)

福島県告示第四百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十六年八月一日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小名浜小野線	いわき市三和町下三坂字南山国有 林二八林班地先から 同 市三和町下三坂字南山国有 林二八林班地先まで	平成二十六年八月一日

(道路計画課)

## 公 告

## 公告第二百二十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月十八日

二 名称

特定非営利活動法人夢くりえいとTKBすかがわ

三 代表者の氏名

中野 千佳子

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市仲の町十七の六

五 定款に記載された目的

この法人は、須賀川市の地域資源を活用したまちづくり、または、一般市民の資質向上、健康増進、人材育成に関連する市民活動を行うと共に、それらを支援することを通じて須賀川市の魅力を高め、まちづくりの推進と文化の振興に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

## 公告第二百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあつた年月日

平成二十六年七月二十三日

二 名称

特定非営利活動法人野馬土

三 代表者の氏名

三浦 広志

四 主たる事務所の所在地

福島県相馬市石上字南白鬚三百二十

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県民に対して、放射能汚染による食品の安全性に対する不安や県民の健康に対する不安を最小限にとどめるための事業を行い、相馬地方をはじめとす

る福島県の地域及び農業復興に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第230号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける環境放射能監視テレメータシステム更新業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
環境放射能監視テレメータシステム更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県生活環境部県民安全総室原子力安全対策課放射線監視室 福島県福島市中町8番2号（福島県自治会館3階）
- 3 落札者を決定した日  
平成26年5月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 5 落札金額  
187,380,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年4月15日

（原子力安全対策課放射線監視室）

公告第231号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、会津北部第二地区に係る県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の工事は、平成二十六年三月二十六日完了したので公告する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤雄平  
（農村計画課）

公告第232号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、駒形第一地区に係る県営経営体育成基盤整備事業の工事は、平成二十六年六月三十日完了したので公告する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤雄平  
（農村計画課）

公告第233号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により、明神池地区に係る県営ため池等整備事業の工事は、平成二十六年三月二十六日完了したので公告する。

平成二十六年八月一日

福島県知事 佐藤雄平  
（農村計画課）

福島県企業局

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。  
平成26年 8月1日

福島県知事 佐藤雄平

福島県企業局管理規程第4号

福島県企業局財務規程の一部を改正する規程

福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1資産勘定の表中

前払金			物品の購入、工に際して前払さ前払費用に属し
-----	--	--	-----------------------

事の請負等  
れた金額で  
ないもの

を

前払金			
	前払金		物品の購入、工事の請負に際して前払された金額前払費用に属しないもの

等に改める。

等  
で

別表第2負債勘定の表中

何々団地造成事業未払金	を	営業未払金	に、	何々団地造成事業未費用
-------------	---	-------	----	-------------

造  
払

を

営業未払費用

に改める。

別表第4の2の表中

株式会社東邦銀行 仙台東支店		宮城県仙台市	を	株 株
----------------	--	--------	---	--------

株式会社東邦銀行 仙台東支店

株式会社東邦銀行 名取支店

宮城県仙台市  
宮城県名取市

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(経営企画課)

**福島県警察本部公告第75号**

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける基幹系ネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福島県警察本部長 名 和 振 平

**1 入札に付する事項**

- (1) 借入物品の名称及び数量 基幹系ネットワーク機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 平成26年12月1日から平成29年11月30日まで
- (4) 納入場所 仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項**

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

**3 入札に参加する者に必要な資格の確認**



入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年8月20日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

#### 4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、205円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年9月11日(木)午後1時15分 福島県庁本庁舎4階本部対策室(福島県福島市杉妻町2番16号)
- (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年9月10日(水)午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

#### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Trunk Network Equipment 1set(including related costs concerning installation, maintenance and removal of the equipment, and installation, setup, adjustment, transition, formulation and tests of the software, etc.)
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:15p.m., 11 September 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 10 September 2014
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

(会 計 課)

#### 福島県警察本部公告第76号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける外部ネットワーク機器の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年8月1日

福島県警察本部長 名 和 振 平

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 外部ネットワーク機器 一式（搬入、据付け、システムインストール・設定・調整・移行、システム構築・試験、機器保守、撤去等を含む。）
  - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 借入期間 平成26年12月1日から平成29年11月30日まで
  - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
  - (4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
  - (5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年8月20日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県警察本部警務部会計課  
電話024-522-2151
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。郵送による配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙30枚程度が入る大きさで、205円分の切手を貼付した宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成26年9月11日（木）午後1時45分 福島県庁本庁舎4階本部対策室（福島県福島市杉妻町2番16号）
  - (3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成26年9月10日（水）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
  - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products for lease : External Network Equipment

---

lset(including related costs concerning installation, maintenance and removal of the equipment, and installation, setup, adjustment, transition, formulation and tests of the software, etc.)

- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:45p.m., 11 September 2014
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00p.m., 10 September 2014
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151

( 会 計 課 )